

北本市立宮内中学校
いじめの防止等のための基本的な方針



令和6年 4月1日
北本市立宮内中学校

目次

はじめに.....	1
第1 宮内中学校基本方針の策定.....	2
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
I いじめの定義.....	2
II いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	5
1 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置.....	5
2 本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	6
III 重大事態への対処.....	14
1 重大事態への対処の流れ.....	14
2 北本市教育委員会又は本校による調査.....	15
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	19
<資料> 年間指導計画.....	20

はじめに

本校では、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、これまでも、いじめの防止や早期発見解決のために、以下の取組等を行ってきた。

- ・日頃の観察、三者・二者面談、家庭訪問、やりとり帳などによる情報収集と指導
- ・毎月の「生活アンケート」による生徒指導、教育相談に係る情報収集と指導
- ・週に1度の教育相談担当者を中心とした会議による情報の共有及び指導方針の確認
- ・月に1度の教育相談・生徒指導担当者会議による情報の共有及び指導方針の確認
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、北本市教育センター、警察及び医療機関等との連携による生徒及び保護者への対応
- ・「特別の教科道徳」の授業の充実
- ・非行防止教室の実施による不正や非行を許さない心情の育成

北本市立宮内中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「宮内中学校基本方針」という。）は、これらの対策をさらに実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・北本市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 宮内中学校基本方針の策定

1 策定の目的

(学校いじめ防止基本方針)

いじめ防止対策推進法 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針又は北本市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

宮内中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、宮内中学校基本方針が、本校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- ア いじめ防止等の対策のための組織の設置
- イ いじめの防止のための教師の姿勢、学級づくり等
- ウ 早期発見のための組織対応等
- エ いじめられている生徒、いじている生徒、周囲の生徒への対応等
- オ 重大事態への対処
- カ その他 年間指導計画等

2 用語の定義

- (1) 「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 「生徒」とは、学校に在籍する生徒をいう。
- (3) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- (4) 「関係機関」とは、いじめ防止等に関係する行政機関をいう。

(5) 「重大事態」とは、次のことをいう。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号）

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、及び関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができるよう、そして学校の内外を問わず地域社会全体でいじめが起こりにくい社会が築かれるよう、地域総がかりで未然防止に努める。
- (2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- (3) いじめは決して許されないこと、どの学校でも、どの生徒にも起こり得ること、いじめが生徒の心身に重大な影響を及ぼすこと、といういじめの基本的な性質をよく理解し、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

I いじめの定義

(定義)

第2条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（5ページ）を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※上記の原因として、発達障害を含む障害、外国人の子供、性同一性障害や性的指向・性自認（LGBT）、東日本大震災での被災や原発事故による避難、新型コロナウイルス感染症によるものも含む。

これらのいじめの中で、特に①学校の内外で発生した生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案や、②被害生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対しては、直ちに警察に相談・通報し、適切に援助を要求することが求められている。なお、その場合については、学校の設置者(北本市教育委員会)に共有することになっている。

II いじめの防止等のために本校が実施する施策

1 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「宮内中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒理解・支援委員会を母体とし、管理職、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、北本市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、北本市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、北本市教育委員会のいじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 「北本市立宮内中学校いじめの防止等のための基本的な方針」に係る取組の評価及び基本方針の見直し
- イ 年間指導計画の作成及び計画の実行、検証、修正の中核としての役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割及び情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応及びいじめと認められる事案への対応を組織的に実施するための中核としての役割

2 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、北本市教育委員会の指導の下、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・取り組めるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係を築かせる学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導・支援の在り方に細心の注意を払う。

① 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、次のことを念頭に置く。

ア 生徒の悩みや不安を親身になって受け止め、生徒の表す様々なサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

イ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという当事者意識、危機意識を持って対応する。

ウ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が、「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に、「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

教師として、「いじめを許さない」態度を毅然として示すことで、学校や学級内におけるいじめを許容する土壌を払拭することができる。また、教師は生徒を注意深く観察し、いじめの兆候がないか、常に確認をすることが大切である。

② 学級経営

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

ア 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

(生徒の気持ちを共感的に受け止める。生徒の居場所をつくる。生徒を見守る。ユニバーサルデザインの視点を学級経営に生かし、だれもが生活しやすい学級をつくる。)

- ・ 生徒の気持ちを共感的に受け止める。
(「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)
- ・ 一人一人の居場所をつくる。
- ・ 一人一人を見守る。
(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
- ・ 規準を示す。
(「…してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」)

イ 指導や支援を通して、意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・ 授業では、分かる楽しさを与える。
(「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。)
- ・ 自分のよさや自分と違うよさを認める。
(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)

ウ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と協働し、調和的に生きていくための社会的能力を育てる。その際、ピアサポート、ピアカウンセリング等を積極的に取り入れていく。

エ 生徒会活動など生徒による自主的ないじめ問題への取組を支援する。

また、教師は新型コロナウイルス感染者(濃厚接触者含む)、LGBTや外国籍の生徒など、差別や偏見を受けやすい生徒に対していじめの被害者になりやすいことを認識し、学級全体が多様性を認める雰囲気醸成するように指導を行う。

③ 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。教科等における学習指導は、生徒との関係を友好に築く最善の手である。

④ 部活動

部活動は、生徒にとって、中学校生活の中でも大きなウエートを占めている。自ら選択した部活動において目標を設定し、努力を続ける過程や、仲間や上級生、下級生と協力したり切磋琢磨したりする過程で効力感や有用感を味わい、自他共に大切にしようとする心情を育てることができる。逆に、指導が十分に行き届かなくなると、トラブルやいじめの発生の原因となる恐れもある。教師は、勝利至上主義に走ることなく、部活動の意義を生徒に十分に理解させ、生徒にとって大切に有意義な活動となるよう指導にあたる。

- ・顧問は部活動に参加している生徒との信頼関係を大切にし、いじめについてすぐに相談できる雰囲気を作るよう努める。
- ・選手起用や役割分担等で生徒が不公平感を抱き、人間関係が悪化することがないように、部活動の指導にあたっては、教育的配慮を行う。
- ・顧問が一方向的に指導するのではなく、生徒からの意見を聴取する機会を日常的に設ける。
- ・外部指導者を活用している場合は、外部指導者との連携を密にし、いじめについての情報を共有する。

※外部指導者に、本校の生活のきまりを手交する。（年度初め）

⑤ 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の果たす役割が大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多いことから、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

- ・学級規模で保護者同士のネットワークづくりを工夫する。
- ・いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- ・「親の学習」（県発行の資料）や保護者会を通して、いじめの防止等のための保護者の役割について、啓発を図る。啓発にあたっては、いじめを正しく認識し、学校のいじめ防止対策に協力を得られるよう、具体的、実効的な啓発を行うよう努める。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒がインターネット上でいじめを行ったり、いじめを受けたりしないよう情報モラルの育成を図る。

- ア 学級活動等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等を積極的に活用する。
- イ 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象のネット意識啓発のための講演会を実施する。尚、講演会については、6月～7月頃に、携帯電話会社やSNS運営会社等のいじめ防止講演会を利用するなど、具体的に体験的な講演会を全校生徒と保護者を対象に開催する。
- ウ 一度インターネット上に掲載された記述や画像については、記述や画像が容易にコピーされ、半永久的にインターネット上に残ること、また、インターネット上に掲載された記述や画像は、第三者が閲覧可能であることによって、新たないじめを生む可能性があること等の、インターネットの特性を保護者や生徒等に理解させるよう努める。
- エ 「学習用タブレット利用の手引き」を活用し、タブレット端末を正しく使用できるように指導する。

⑦ 生徒を主体とした取組

生徒が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。

- ア よりよい人間関係の第一歩として、あいさつ運動を実施し、気持ちのよいあいさつをすることで、良好な人間関係づくりにつなげる。
- イ 調和の取れた豊かな人間性や社会性、自主性、主体性、リーダー性、他と共生する力を育むために、委員会活動や部活動を充実させ、年間を通じて様々な取組を行う。
- ウ 生徒会主催の集会等をとおして、全校でいじめは許さないという雰囲気の醸成を図る。

⑧ 小中一貫の教育活動の充実

異校種間との連携した教育活動により、豊かな人間性を養い、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。また、小学校から中学校への滑らかな接続を図る。

⑨ 長期休業明けにおける指導の強化

- ア 5月の大型連休明け、9月の夏休み明け等、学校の長期休業明けには、生徒の自殺防止のための情報提供等を行う。
- イ 休業明けは特に、生徒への声掛け強化するとともに、相談室やSCの効果的

な活用を行い、必要に応じて家庭訪問するなど生徒の悩みや不安の解消する環境を整える。必要に応じて休業中における相談室利用案内も周知する。

- ⑩ 学校が保護者に対して、いじめの防止等を働きかけ、学校と保護者の協力体制の強化のために必要な措置を行う。
 - ・教育委員会等が作成・配布した保護者向け啓発資料の配布
- ⑪ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
 - ・教師用指導資料の点検
 - ・いじめに関する事項を含むアンケート等の実施
 - ・アンケート結果による、当該生徒への面談、保護者への聞き取り
- ⑫ 豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践力を身に付ける人権教育を推進する。
 - ・人権教育推進委員会を活用した人権教育の充実
 - ・いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権メッセージの作成の促進
- ⑬ 11月を「いじめ撲滅強調月間」に設定し、いじめを許さない気運を醸成する。
 - ・いじめ撲滅強調月間における学校の校内指導體制の見直し、生徒の主体的な活動の促進
- ⑭ 関係機関との連携を密にすることによりいじめ問題の早期対応を図る。
 - ・北本市健全育成連絡協議会による小・中・高、鴻巣警察署、中央児童相談所、市PTA連合会、北本市民生委員・児童委員協議会との連携
 - ・学校警察連絡協議会による鴻巣警察署と学校の連携
 - ・埼玉県警主催の少年非行防止教室等の実施についての周知

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わるようにし、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しようとする必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや相互の信頼関係の構築等に努め、生徒が表す変化

や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、生活記録ノートでのやりとり、生活アンケートや個別面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ① 「Ts2019」にある「いじめ発見チェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、気になる点や該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- ② 「Ts2019」にある「いじめの未然防止に向けた取組」を参考に、いじめの未然防止に向けた校内体制を確立する。
- ③ 「Ts2019」にある「いじめを認知した際の具体的対応」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制の整備、指導方法の改善、家庭・地域との連携・協働の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報があった場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

① いじめられている生徒への支援（「Ts2019」参照）

いじめの訴えを適切に把握する。寄り添い支える態度で接すること。秘密を守ること、安全確保に努めること、継続して支援すること等を約束し、不安を和らげる。そのためには、自分が関わる多くの児童生徒に対して、日頃から細かい気配りや声掛けを行い、信頼関係を築いておくことが重要である。

保護者へは、初期対応が遅れたり、保護者との意思疎通が不十分であったりすると、早期解決が困難になり、事態が複雑化、深刻化してしまう。保護者が児童生徒の一番の理解者であることを念頭に置き、丁寧に情報提供をしましょう。また、家庭での様子など、保護者からの情報提供の協力を求める。

学校は、いじめを許容しない毅然とした姿勢を見せることで、児童生徒と保護者の信頼関係を構築していきましょう。

② いじめている生徒への指導（「Ts2019」参照）

自分の行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にいけないことであるということを理解させる。その非のみを責めるだけでなく、行為の背景に目を向け、再発防止に向けた継続的なケアをしていくという姿勢も重要である。

また、保護者に対しても適切な情報提供が必要である。保護者の立場を考え、事案に応じ、時には寄り添い、時には毅然とした態度で接することが大切である。保護者が児童生徒の一番の理解者であることを念頭に置き、保護者に対して丁寧に理解を求め、学校と保護者が共通理解のもと児童生徒への指導を行えるよう働きかける。

③ 周りで冷やかす、はやし立てる生徒への対応（「New I' s」参照）

冷やかす、はやし立てること等はいじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、自分の行為がいじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

④ 見て見ぬふりをする生徒への対応（「New I' s」参照）

いじめは、他人事ではなく「自分にも起こり得る」ことを理解させ、いじめを教師や保護者に知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

いじめを周囲で見ていることにより、精神的ショックを受けた場合は、該当生徒等の心のケアに努める。

⑤ 学級全体への対応（「New I' s」参照）

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめ問題が解消されない理由等を考える。
- ・ 知っていながら、見て見ぬふりは、いじめを悪化させることに気づかせる。
- ・ 自らの意志と判断によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図ることによって、いじめを許さない資質・能力を育てる。
- ・ 特別活動を通じ、好ましい人間関係やコミュニケーションスキルを学ばせる。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感、いじめ・差別を許さない雰囲気をつくる。

⑥ 他校の生徒が関わるいじめ問題への対応（「New I' s」参照）

本校の教職員が、いじめ問題の相談等において他校の生徒の関わりがあると判断した時は、当該校への通報・情報共有、その他の適切な措置をとる。被害生徒と一定の人間関係にある加害生徒が、他市町村の学校に在籍している場合は、加害生徒が在籍している学校及び所管教育委員会と連携を図りながら対応する。

⑦ ネットいじめにおける対応（「I' s2019」参照）

被害児童生徒からいじめの証拠となる情報を確認する。使用されたアプリ、アカウント等を基に事実確認を行います。確認した事項は時系列で記録し、画像データとして証拠保全を行う。

速やかに組織を召集し、対応方針を確認する。被害児童生徒の保護者に対して説明を行う。

事実確認を行い、結果を児童生徒や保護者に情報提供する。

※（「I' s2019 P25」参照）

児童生徒に対して、拡散した情報の削除をさせる。

必要に応じ、ネットサービスの運営会社に情報の削除を依頼する。その際は、本人、または、保護者から依頼するのが基本だが、場合によっては教職員が補助をするなど、寄り添った対応を心がける。

教育相談担当の教員やSCを活用して、被害児童生徒に心のケアに努める。

⑧ 部活動におけるいじめへの対応（「New I's」参照）

学校は、部活動内でいじめが発生した場合は、該当部活動の顧問にいじめの指導を任せることなく、学校いじめ問題対策委員会等において、組織的に対応する。

⑨ 解消までの見守り（「I's2019」参照）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

I いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、北本市教育委員会又は学校いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

II 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒等を守り通し、その安全・安心を確保するよう努めなければならない。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑩ 北本市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を北本市教育委員会へ速やかに報告する。

対応の流れ	教職員 の 動き等	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ（認知）</p> <p>2 報告 ・個別に入らずに事実（陰謀なことでも）を報告</p> <p>1日目に対応（その日）</p>	<p>担任 ← 教職員・保護者・地域</p> <p>担任 → 学年主任</p> <p>担任 ↓ 生徒指導主任</p> <p>担任 ↓ 管理職</p> <p>担任 ↓ 担任 些々なトラブルは即指導</p>	<p>●小さな色遣を見過していないか。見て見ぬふりをしていないか。</p> <p>●訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。</p>
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <p>・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取</p> <p>・担任・生徒、教職員からの情報収集</p>	<p>いじめと認知、判断した場合</p> <p>関係教職員</p> <p>被害者 加害者</p> <p>被害者の保護者へ報告</p> <p>関係教職員</p> <p>管理職</p> <p>担任 生徒指導主任</p> <p>被害者 加害者</p> <p>被害者の保護者へ： 「本人が嫌がることをされていて心配なのです。」</p> <p>加害者の保護者へ： 「人の嫌がるようなことを行っていて心配なのです。」</p>	<p>●訴え、申し出に対してはその日の内に行動する。</p> <p>●「大丈夫」の発言を異言みにしない</p> <p>●管理職のリーダーシップを発揮する。</p> <p>●園談の基本姿勢：傾聴、共感的理解、適応へのサポート</p>
<p>4 問題状況の総合的な把握・理解</p>	<p>生徒指導主任：資料作成、チーム会議の招集</p>	<p>●事実の経過に対して情報共有</p>
<p>5 いじめ対応チームの構築</p> <p>・必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する。</p> <p>翌々日も3日目までに</p>	<p>いじめ対応チーム（会議①）</p> <p>管理職 担任 学年主任 生徒指導主任 養護教諭 相談担当</p> <p><目的></p> <p>・アセスメント（見立て）による指導・援助体制の共有・確立</p>	<p>●いじめを事実止める。</p> <p>●双方の意見を傾聴し、見立て、意見一致となり、最終とした態度で対応する。</p>
<p>6 事実の究明と支援・指導（サポートチームの構築・関係機関との連携）</p>	<p>被害者、加害者、問題の児童生徒への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ行うことを明確に）</p>	

II 重大事態への対処

1 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) 生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申出があったときには、当該重大事態がいじめによるものではないと、本校が捉えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ事態発生について報告する。
- (4) 本校は、法第22条に基づき、宮内中学校いじめ問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）
- (5) 上記（4）の調査は、客観的な事実関係を速やかに、かつ正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、

因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

- (6) 上記(4)の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- (7) 上記(4)の調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- (8) 本校は、上記(4)の調査結果を、北本市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

2 北本市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して

行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、保護者と連携を図りながら迅速に調査を行う。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものと想定して報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ、事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに北本市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと北本市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、北本市教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、北本市教育委員会との連携を図りながら実施する。

④ 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、宮内中学校いじめ問題対策委員会を母体とし、臨機に弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、北本市教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰(どのような者)から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、北本市教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限りの情報を聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問票や聴き取りによる調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に応じた継続的な指導・支援、ケアを行い、安心して落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針である別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関とのより適切な連携を進めるなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙や聴き取りによる調査などが考えられる。

⑥ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景に係る調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保護しつつ、その死に至った経過を検証した上で再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ア 背景の調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景の調査について切実な心情を持つ存在であることを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した生徒が置かれていた状況に、いじめの疑いがあることを想定し、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施について提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことを要する。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク 本校が調査を行う場合においては、北本市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺では連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's II 自殺予防対策編『資料』」（I's2019 4 自殺予防教育）」も参考にする。

⑦ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、本校の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、北本市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

調査結果については、北本市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて北本市長に報告する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、宮内中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、宮内中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。